

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

令和5年7月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において掲げられた2030年度の再エネ比率36～38%の実現に向けて最大限導入していくこととしています。

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化しています。こうした地域の懸念を解消し、地域と共生した再生可能エネルギー発電設備の導入に向け、令和4年10月より「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」を開催し、適正な事業規律のあり方について検討を行っているところです。

こうした中、令和5年5月に開催された同ワーキンググループ（第6回）において、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる関係法令の許認可の取得について、FIT/FIP制度の認定申請要件とすることなどの方向性が取りまとめられました。また、同ワーキンググループでの検討等を踏まえ、前述のFIT/FIP制度の認定申請要件化に伴う入札対象案件の取扱いについて、令和5年7月に開催された調達価格等算定委員会（第85回）において、「入札実施指針の変更に関する意見」が取りまとめられました。

また、令和5年度下半期以降の事業用太陽光発電については、令和5年2月に調達価格等算定委員会において取りまとめられた「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、地上設置/屋根設置の設置形態ごとのコスト動向の分析に基づき、それぞれの区分ごとに調達価格/基準価格が設定されています。

こうした中、令和5年7月に開催された調達価格等算定委員会（第85回）において、屋根設置区分の対象となる「屋根設置太陽光」の外延及び確認方法等について検討が行われ、FIT/FIP認定申請時等に求める書類や、事業者の適切な対応を担保するための方法等の方向性が取りまとめられました。

これらを踏まえ、資源エネルギー庁においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の改正に向けた検討を進めています。これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、省令及び告示の改正案について意見公募手続を行います。

II. 概要

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正

第4条の2 認定手続

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく認定の申請に係る申請書に添付しなければならない書類に、次に掲げるものを追加する。

(1) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な次に掲げる許可等の処分について、当該許可等の処分を受けていること等を示す書類（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていることを求めないことに特段の理由がある場合¹は、この限りでない。）

- ① 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の許可
- ③ 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分
- ④ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項及び第42条第1項の許可
- ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可

(2) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が10kW以上のものである場合又はその出力が10kW未満のものであって複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。以下同じ。）であるときは、次に掲げる書類（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、当該書類を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類）及び当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面

- ① 当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- ② 当該建築物に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項の登記事項証明書
- ③ 当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第66条第1項の工事計画（変更）届出書の写し又は第78条第1項の使用前自己確認結果届出書の写し

¹ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備又は地熱発電設備であって、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は条例に基づく環境影響評価の手続対象である場合を指す。この場合においては、認定から3年以内に当該許可等の処分を取得することを条件とした条件付認定を行うこととする。その上で、環境影響評価の手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価の手続完了後であっても当該許可等の処分取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許可等の処分を取得できなかった場合は、認定を取り消す。

- ④ 当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す写真

※ 前述（１）に掲げる書類については、法第６条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出書に添付しなければならないものから除くこととする（第４条関係）。

第５条 認定基準

- 法第９条第４項第１号の「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準」について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備であるときは、次に掲げるものを追加する。
- ① 当該屋根設置太陽光発電設備を設ける建築物が建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項の検査済証の交付を受けたものであること（当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに当該検査済証の交付を受けるものであること。）。
 - ② 当該屋根設置太陽光発電設備を設ける建築物について、当該建築物に係る不動産登記法第４７条第１項の表題登記を完了していること（当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに当該表題登記を完了するものであること。）。
 - ③ 当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池の全てについて、当該建築物の屋根に設けるものであること。
 - ④ 当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、前述第４条の２（２）①②及び④の書類を提出するものであること。

第５条の２ 認定基準

- 法第９条第４項第２号の「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準」について、次に掲げるものを追加する。
- （１） 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に、前述第４条の２（１）①～⑤の許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を当該認定の申請までに受けていること（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていることを求めないことに特段の理由がある場合^２は、この限りでない。）。
 - （２） 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備であるときは、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４８条第１項又は第５１条の２第３項の規定に基づく届出を行っていること（当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、前述第４条の２（２）③の書類を提出するものであること。）。

第９条 軽微な変更

- 法第１０条第１項の経済産業省令で定める軽微な変更について、再生可能エネルギー発

^２ 脚注１に同じ。

電事業計画の実施に必要な第4条の2（1）①～⑤に掲げる許可等の処分の要否に関する変更であって、当該許可等の処分に関連する制度の変更に伴うものを軽微でない変更
に追加する。

経過措置

- 法第9条第1項の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、上記の改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（上記の改正に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。
 - ① 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が法第4条第1項の規定による指定を受けた交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当しない場合であって、この省令の施行の日前に法第9条第1項の規定に基づく認定の申請³が行われた場合
 - ② 法第7条第3項に規定する落札者の当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画であって、この省令の施行の日前に当該入札に係る法第6条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限が到来する場合
 - ③ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第13条第2項第10号に規定する選定事業者が提出した同法第14条第1項に規定する公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電事業計画であって、この省令の施行の日前に当該公募占用計画の提出の期限が到来する場合

様式関係

- 前述第4条の2において、第9条第1項の規定に基づく認定の申請に係る申請書に添付しなければならない書類を追加したことに伴い、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の記入項目の新設等を行う。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部改正

第4 入札参加資格等

- 入札参加資格に関する基準として、再生可能エネルギー発電事業計画が適合することが求められる再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の基準から、次の基準を除く。
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に次に掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を当該認定の申請までに受けていること（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていることを求めないことに特段

³ 不備がない場合に限る。

の理由がある場合⁴は、この限りでない。）

- ① 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可
- ③ 砂防法第4条第1項（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分
- ④ 地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可
- ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可

第7 落札者決定の取消し等

- 落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、落札に係る事業計画の実施に前述第4①～⑤の許可等の処分を必要とする場合には、当該許可等の処分を認定の申請までに受けなかったとき（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていることを求めないことに特段の理由がある場合⁵を除く。）は、当該落札に係る落札者決定を取り消すこととする。
- ※ 上記事由については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第5条に基づく第2次保証金の没収（全額）事由に追加する。（第5関係）

経過措置

- この告示の施行の日前に実施された入札及びこの告示の施行の日前に再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限が到来する入札については、なお従前の規定を適用する。

この他、上記の改正に伴う技術的修正及び表現の適正化等、所要の規定の整備を行う。

施行期日

- 上記の改正は、令和5年10月1日に施行する。

(以上)

⁴ 脚注1に同じ。

⁵ 脚注1に同じ。